

## <NRK Webサービスご利用規程>

### 第1条（サービスの概要）

1. 日本レコード・キープ・ネットワーク株式会社（以下「NRK」といいます）の提供する「NRK Webサービス」（以下「本サービス」といいます）とは、加入者等（「確定拠出年金フロントサービスご利用規程」第1条に定める「加入者等」を指します）がパーソナルコンピューター等を通じて、インターネット等によりNRKに取引や照会等の依頼を行い、NRKがその手続を行うサービスをいいます。（以下、パーソナルコンピューター等の端末機を通じたインターネットによるサービスを「Webサービス」といいます）

#### （1）Webサービス

- ・本規程第3条から第13条の機能を利用することができます。
- ・機器およびソフトウェアについては、NRK所定の機器およびソフトウェアに限り、NRK所定の機器およびソフトウェアについては、Webサービスログイン画面よりご確認ください。

#### （2）スマートフォンサービス

- ・本規程第3条から第13条の機能を利用することができます。
- ・データ保護のために暗号化通信を行いますので、ご利用いただくにあたっては、以下のOS・ブラウザをお使いください。

Android OS バージョン：Android 9、ブラウザ：Google Chrome 69.0

iOS バージョン：iOS12、ブラウザ：Safari

※AndroidはGoogle Inc.の米国およびその他の国における登録商標です。

※iOSはCisco社の米国およびその他の国における商標または登録商標であり、ライセンスに基づき使用されています。

※端末等により、動作等に一部制約が発生する場合がございます。

2. 本サービスで加入者等が照会可能な情報の全部または一部は、日本生命保険相互会社（以下「委託元運営管理機関」といいます）および企業型年金規約の場合は所属している「代表企業」、「企業」も照会することができます。ただし、照会可能な情報は確定拠出年金業務を行うにあたり必要となる情報に限り、確定拠出年金業務およびその付随業務以外に利用することはありません。

### 第2条（取扱時間）

1. 本サービスは、原則として24時間365日稼働いたします。ただし、毎週日曜日の早朝2：00～8：00にサービスを停止します。
2. 前項に定めるほか、システムの更新等の理由により、サービスを停止する場合があります。また、「確定拠出年金フロントサービスご利用規程」第4条の場合およびNRKの責めによらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても加入者等に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。

### 第3条（基本情報照会）

1. 本機能は、加入者等から通知または申出のあった氏名・住所などの情報（企業型年金の場合は企業から通知のあった情報）や企業型年金におけるプランの内容および個人型年金におけるプランコースの内容、また、加入者のメールアドレスも照会できる機能です。
2. 本機能で照会できる情報は、照会時点の最新の情報です。
3. 加入者等個人の情報に相違がある場合には、速やかに所定の手続きにより変更してください。

### 第4条（資産評価額照会）

1. 本機能では、加入者等が保有する商品の最新の商品別資産評価額とその合計額、前月末から過去1年間の各月末時点の商品別資産評価額とその合計額、加入時からの掛金および手数料等の累計額を照会することができます。ただし、商品別資産評価額およびその合計額は、法令で定められた個人別管理資産額とは異なる場合があります。（個人別管理資産額は「確定拠出年金・残高のお知らせ」（H21年6月以前の名称は『個人別管理資産額のお知らせ』）でご確認ください）  
また、購入商品によって端数口の管理を行っています。商品別資産評価額照会では整数値のみ表示しています。
2. 基準価額を有する商品については、基準価額、資産評価額とともに解約価額、解約時評価額を照会できます。解約時評価額は、資産評価額から解約等に要する費用が控除されていますが、法令で定められた個人別管理資産額とは異なる場合があります。

3. 加入者等の商品別資産評価額に反映されていない発注中等の取引が存在する場合、「受付中取引明細」として本機能の中で照会することができます。後に約定済となった段階で、加入者等の商品別資産評価額が増減されます。
4. 明細単位で管理される商品の場合、各商品の個別明細を確認することができます。

#### 第5条（取引履歴照会）

1. 本機能では、下記第2項から第8項までの取引ごとの内容を照会することができます。
2. 拋出明細
  - (1) 本明細は、加入者の掛金による商品購入状況およびその結果が表示されます。掛金の拋出日以降、商品購入の発注が行われ次第、照会することができます。
  - (2) 掛金による購入商品の全ての状況が約定済となった時点で、数量、購入金額等が確定となります。
  - (3) 商品購入が確定するまでには、一定の期間を要します。（商品または商品販売会社によって確定するまでの期間が異なりますので、ご注意ください）
3. 運用商品預替明細
  - (1) 本明細は、加入者等が行った運用商品預替の指図（別途年金規約に定める「指定運用方法」に関する規定により、加入者自身が行ったとみなす運用商品預替を含む）の内容、売却・購入状況およびその結果が表示されます。加入者等が行った運用商品預替指図をNRKが受け付けた時より照会することができます。売却・購入商品が全て約定済となった時点で、売却・購入それぞれの数量、金額等が確定します。
  - (2) 商品の売却・購入がそれぞれ確定するまでには、一定の期間を要します。（商品または商品販売会社によって、確定するまでの期間が異なりますので、ご注意ください）
  - (3) 本明細が取消済となっているものは、運用商品預替取消機能により、加入者等が行った指図を加入者自身はその指図の取消可能時限までに取消指図したという結果を示しています。取消済となっている内容では、運用商品預替取引（商品の売却および購入の取引）は行われませんのでご注意ください。
4. 運用割合変更明細
  - (1) 本明細は、加入者等が指図した各商品に対する配分割合（以下、運用割合といいます）の変更（別途年金規約に定める「指定運用方法」に関する規定により、加入者自身が行ったとみなす運用割合の変更も含む）内容が表示されます。加入者等の運用割合変更指図をNRKが受け付けた時点より照会することができます。
  - (2) 取消済と表示されている明細は、新たな運用割合変更指図を加入者等よりNRKが受けたことにより、自動的に取消されています。取消済となっている明細の内容では、掛金あるいは制度移換金による商品の購入は行なわれませんのでご注意ください。
  - (3) 加入者等が運用割合変更の指図を行った後に実際の商品購入結果を照会する場合は、拋出明細または移換・制度移換明細をご参照ください。
5. 収益分配・満期継続明細
  - (1) 本明細は、収益分配による配当金や満期継続時の利息等による商品購入状況およびその結果が表示されます。決算日や満期日等以降に、商品販売会社から決算データや満期継続データをNRKが受信した時点より照会することができます。（決算や満期日等は商品によって異なります）
  - (2) 収益分配による配当金や満期継続時の利息等による商品購入が確定するまでには、一定の期間を要します。（商品または商品販売会社によって確定するまでの期間が異なりますので、ご注意ください）
6. 移換・制度移換明細
  - (1) 本明細は、他の企業型年金や個人型年金からの移換金、確定給付企業年金制度等からの制度移換金による商品購入状況およびその結果が表示されます。移換金・制度移換金の拋出日以降商品購入の発注が行われ次第、照会することができます。移換金・制度移換金による購入商品の全ての状況が約定済となった時点で、数量、購入金額等が確定となります。
  - (2) 商品購入が確定するまでには、一定の期間を要します。（商品または商品販売会社によって確定するまでの期間が異なりますので、ご注意ください）
7. 資産売却明細
  - (1) 本明細は、移換、給付および還付・返戻などの事由による保有商品の売却、現金化の状況およびその結果が表示されます。NRKが資産処分手続きを行った時点より照会することができます。

す。

- (2) 商品の売却が確定するまでには、一定の期間を要します。(商品または商品販売会社によって確定するまでの期間が異なりますので、ご注意ください)

#### 8. 支払明細

- (1) 本明細は、給付(年金、一時金)、移換、還付・返戻などの事由により資産が処分された際の資金の異動結果が表示されます。NRKが資金の移動手続を行い、指定口座への入金予定日が到来した時点より照会することができます。
- (2) 資金の異動が行われた事由、手数料・税金の内訳等が表示されますので、あわせてご確認ください。

### 第6条(プラン情報照会)

1. 本機能では、下記第2項から第5項までの年金プランに関わる情報を照会することができます。
2. 商品一覧  
加入者等が属している企業型年金のプラン、または個人型年金のプランコースで選定・提示されている商品の一覧を照会することができます。
3. 基準価額推移  
  - (1) 加入者等が属している企業型年金のプランまたは個人型年金のプランコースにおいて選定・提示されている商品の中で、基準価額を有する商品についてその基準価額を照会することができます。提供情報は、商品販売会社または基準価額提供機関から提供された最新の基準価額および前月、2カ月前、3カ月前、6カ月前の各月末、さらにログイン日が属する月の1年前、3年前、5年前の応当月における各月末時点の基準価額です。
  - (2) 本機能で照会できる最新の基準価額は、加入者等が保有している商品の売却時の基準価額とは異なる場合がありますので、ご注意ください。
  - (3) 本機能で照会できない商品および上記(1)以外の期日における運用実績の照会をご希望の場合は、加入者等が属している企業型年金のプラン、または個人型年金のプランコースの運営管理業務を行っている委託元運営管理機関にお問い合わせください。
4. 資料請求  
加入者等が属している企業型年金のプラン、または個人型年金のプランコース単位に登録されている資料を加入者等が請求することができます。提供方法は郵送、PDFによるダウンロード(Webサービスのみ対応)です。郵送の場合、郵送先は日本国内となります。
5. 年金規約  
  - (1) 加入者等が属している企業型年金のプランまたは個人型年金のプランコースにおいて、その年金規約の要旨を照会することができます。
  - (2) 企業型年金のプランの場合、事業主に返還する資産の額の算定方法に関わる事業主返還率を照会することができます。

### 第7条(運用割合変更)

1. 本機能では、加入者等が運用割合の変更を指図することができます。
2. 掛金の運用割合変更  
  - (1) 運用割合変更が可能な掛金は、照会日の属する月に拠出予定の掛金を含めて、向こう4カ月先までです。
  - (2) 運用割合変更の指図をNRKが受け付けた時点より、取引履歴照会における運用割合変更明細の照会機能で、その内容および結果を照会することができます。
  - (3) 運用割合変更の指図可能時限は、「毎月の掛金の拠出日」の2営業日前の0:00(午前0時)までです。時限を超えた場合、当該拠出日の掛金に対する運用割合変更指図は行えなくなり、当該拠出日の次回以降に拠出される掛金への指図となります。
  - (4) すでに、特定月の掛金に対して運用割合変更を行っている場合、その月より前の掛金に対して運用割合変更の指図を行うと、新たに指図した内容が自動的に適用されますので、ご注意ください。
3. 制度移換金の運用割合変更  
  - (1) この機能は、企業型年金の加入者等がご利用いただけます。制度移換金の入金予定の有無にかかわらず運用割合変更の指図を受け付けますが、ご利用にあたっては、制度移換金の入金予定を予めご確認ください。
  - (2) 運用割合変更の指図をNRKが受け付けた時点より、取引履歴照会における運用割合変更明細

の照会機能で、その内容および結果を照会することができます。

(3) 運用割合変更の指図可能時限は、「入金日」の2営業日前の0:00(午前0時)までです。時限を超えた場合、当月の制度移換金に対する運用割合変更指図は行えなくなり、翌月以降に入金となる制度移換金への指図となります。

(4) 制度移換金の運用割合変更のご利用は、自動音声応答装置は除きます。

#### 4. 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、NRKが保管する本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

#### 5. 商品販売会社への個人情報の提供

加入者等の氏名、住所、生年月日、その他の情報を、お客様の選択された商品の特性に応じ、必要な範囲内で、その運用商品の販売会社へ提供する場合があります。

### 第8条(運用商品預替および運用商品預替の取消)

1. 本機能では、加入者等が保有している商品を売却し、その売却資金を原資として、他の商品を購入する指図を行うことができます。NRKが指図を受け付けた時点より、取引履歴照会の運用商品預替明細で、内容、状況およびその結果を照会することができます。

2. 給付裁定あるいは年金支払による資産処分の手続き中は、運用商品預替の指図ができませんので、ご注意ください。

3. 運用商品預替の取消は、当社の営業日に1日3回(8:00、12:00、16:00の計3回)ある取消可能時限(カットオフタイム)内に行うことができます。運用商品預替の指図を行った直後の各取消可能時限を過ぎた場合、指図の取消ができなくなりますのでご注意ください。

4. 明細単位に管理され、かつ別途商品販売会社により個別明細単位売却可の旨NRKに登録済の商品については、各商品を個別明細単位で売却することができます。第4条の機能で明細を確認のうえご利用ください。ただし、個別明細単位での運用商品預替のご利用は、自動音声応答装置は除きます。

#### 5. 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、NRKが保管する本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

#### 6. 商品販売会社への個人情報の提供

加入者等の氏名、住所、生年月日、その他の情報を、お客様の選択された商品の特性に応じ、必要な範囲内で、その運用商品の販売会社へ提供する場合があります。

#### 7. 運用商品預替時の端数口について

加入者等が保有している商品の端数口については、全数量の売却時に端数口の精算を行います。商品の売却の時期によって精算による口数が付与されることがあります。(この場合、加入者等による資産売却の指図とは別に、意思確認のための書面徴求など特別な手続きは行わず、加入者本人が行なった資産売却にあわせて同じ処理をいたします。)

8. 運用商品預替に際しては、約定予定日・受渡予定日・照会可能予定日を表示する場合がありますが、各予定日は預替が完了するまでの目安となる予定日であり、実際の約定日・受渡日・照会可能日をお約束するものではありません。

### 第9条(暗証番号(パスワード)変更)

1. 本機能では、加入者等がご自身で暗証番号(パスワード)を変更できます。

2. ご通知した暗証番号(パスワード)は、本機能を利用して定期的に変更していただくことをお勧めいたします。

#### 3. 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、NRKが保管する本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

### 第10条(メールアドレス管理)

1. 本機能では、「確定拠出年金・残高のお知らせ(電子版)」作成通知メールの受信や、「ユーザーID再通知」メールを受信するためのメールアドレスを登録、変更、削除することができます。

2. メールアドレスの登録、変更を完了するためには、「メールアドレス申込み受付のお知らせ」メールに記載されている「申込み受付番号」を入力して本登録を行います。(ただし、当メール送信後1時間を超過しますと有効期限切れとなります。)

3. メールアドレスの削除では、「確定拠出年金・残高のお知らせ」の提供方法が「Webサービス」の場合はエラーとなります。提供方法を「帳票」に変更してから実施ください。

#### 第11条（電子帳票照会）

1. 本機能では、「確定拠出年金・残高のお知らせ」の提供方法について、「帳票」または「Webサービス」のいずれかを選択することができます。
2. PDFで作成された最新版の電子帳票（1年以内に作成されたもの）を閲覧およびダウンロードすることができます。

#### 第12条（シミュレーション用データ送信）

委託元運営管理機関がシミュレーションシステムを構築している場合、NRKから同機関へ、最新データを送信する機能です。委託元運営管理機関が本機能を利用してシミュレーションシステムを構築している場合、その利用規程はその委託元運営管理機関が作成した規程に準拠します。また、委託元運営管理機関が行ったシミュレーション結果およびその結果により加入者等が行う一切の行為について、NRKは何ら責任を負うものではありません。

#### 第13条（自動移換者の公告）

企業型年金加入者の資格を喪失され、資格喪失日の翌月から6カ月以内に移換手続きを行わなかった方（「企業型年金加入者」の資格を喪失され、「企業型年金運用指図者」となった方、確定拠出年金法第80条第2項に基づき企業型年金に移換する方を除きます）は、確定拠出年金法第83条第1項に基づき、個人別管理資産を国民年金基金連合会に移換するとともに、NRKより「自動移換完了のお知らせ」または「個人型確定拠出年金への移換のお知らせ」で移換したことを通知いたします。なお、「個人型確定拠出年金への移換のお知らせ」は、確定拠出年金法第82条第1項に基づき個人型年金に移換した場合にも通知することがございます。移換された方の所在不明等により上記帳票にて通知できなかった場合、確定拠出年金法第83条第3項により、加入者の氏名等をNRKホームページに公告いたします。（確定拠出年金法第82条第1項に基づき個人型年金に移換した方は除きます。）NRKホームページ（アドレスは、<https://top.nrkn.co.jp/>となります）でご確認ください。